

保険料控除証明書に関するお知らせ

平成21年分の保険料控除証明書ハガキは以下の日程でお送りしております。

ハガキの種類	発送日
地震保険料控除証明書ハガキ (「地震保険料・長期損害保険料控除証明書のご案内」)	平成21年10月 9日(金) ～10月16日(金)
生命保険料控除証明書ハガキ (「生命保険料控除証明書のご案内」)	

お手元に届きましたら、必ず内容をご確認のうえ、確定申告書または給与所得者の年末調整の際の保険料控除申告書に添えて所轄税務署へご提出ください。

一定期間を過ぎても届かない場合は、お手数ですが、ご契約が控除証明書ハガキの送付対象（後記【保険料控除証明書ハガキをお送りするご契約について】）であることをいまいちどご確認いただいたうえで、保険証券記載の弊社営業課支社までご照会ください。

【保険料控除証明書ハガキをお送りするご契約について】

ご契約者様が個人^{※1}で、ご契約が以下に該当する場合、保険料控除証明書ハガキをお送りしております。

保険の種類	控除証明書ハガキ送付の条件
(積立)火災保険契約に付帯されている地震保険契約	以下のいずれかに該当するご契約 ●ご契約期間(保険期間)が平成20年以前に始まり ^{※2} 、平成21年に保険料のお払込みがあるご契約(例:分割払契約) ●ご契約期間(保険期間)が1年を超え、保険料のお払込みが完了しており、ご契約期間に按分して控除が認められているご契約(例:一時払・前納払契約) ^{※3}
「長期損害保険契約の経過措置」対象契約 (積立火災保険、積立傷害保険、年金払積立傷害保険等)	
生命保険料控除の対象となる損害保険契約 (所得補償保険、医療補償保険、介護費用保険等)	

※1. 法人は保険料控除を受けられませんので、上記の条件に該当しても控除証明書ハガキはお送りしておりません。

※2. ご契約期間(保険期間)の始期および保険料のお払込みが、いずれも平成21年であるご契約のお払込み保険料については、保険証券に添付してお送りする保険料控除証明書を使用してご申告ください。
なお、以下のとおり、ご契約期間(保険期間)の始期と保険料のお払込み時期が一致しないケースでは、お払込み保険料はいずれも平成22年の保険料控除の対象となりますのでご留意ください。

ご契約期間(保険期間)の始期	保険料のお払込み時期	控除の対象となる年
平成21年	平成22年	平成22年
平成22年	平成21年	平成22年

※3. ご契約期間(保険期間)1年超の一時払契約の場合、毎年における保険始期日の同日(始期応当日)に保険料をお払込みいただいたものとみなして控除証明書ハガキをお送りしますので、平成21年に満期を迎えるご契約には控除証明書ハガキはお送りしておりません。

- 平成19年1月より、所得税法改正により「地震保険料控除」が創設され、従前の損害保険料控除が廃止されました。これに伴い、地震保険、および「長期損害保険契約の経過措置」対象契約^(注)は「地震保険料控除」の対象となりますので、ご加入のご契約者様には地震保険料控除証明書を発行しております。
- 平成18年以前に損害保険料控除の対象であった傷害保険や、地震保険の付帯されていない火災保険等は、平成19年以降、保険料控除の対象外となり、保険料控除証明書を発行しておりませんのでご了承ください。
- なお、生命保険料控除の対象となる損害保険契約については、制度改正による変更はございません。
- 保険料控除制度の概要につきましてはこちらをご参照ください。

○ [地震保険料控除制度の概要](#)

○ [生命保険料控除制度の概要](#)

(注)「保険料控除証明書」の表題は、制度改正に伴い、「地震保険料控除」制度に関する国税庁見解^{※4}に合致する証明書様式としたため、「地震保険料控除証明書」としております。このため、ご契約が地震保険を付帯していない「長期損害保険契約の経過措置」対象契約^{※5}の場合にも「地震保険料控除証明書」という表題になっておりますが、税務申告の際にはそのままご使用いただけます。

※4. 証明書上は、制度名を用いて「地震保険料控除証明書」と表記すべきであるというものです。

※5. 一定の条件を満たす積立保険契約です（年金払積立傷害保険、積立傷害保険等を含みます）。詳細は[地震保険料控除制度の概要](#)をご参照ください。

【ご契約が「長期損害保険契約の経過措置」対象外となられた場合の対応について】

- 「長期損害保険契約の経過措置」対象契約において、平成19年1月1日以降に保険料変更を伴うご契約内容の変更が生じた場合は、その年以降、「長期損害保険契約の経過措置」の対象外となるため^{※6}、控除証明書ハガキについては以下のとおりとなります。

地震保険の付帯の有無	控除証明書ハガキの送付 ^{※7}
無し	お送りしておりません 控除証明書ハガキに代えて、「保険料控除の対象外となれることについてのお知らせ」ハガキをお送りいたします（発行は一つのご契約につき1回のみです）。
有り	お送りしております ただし、控除証明書ハガキの控除対象保険料については、地震保険のみ金額を表示し、「長期損害保険契約の経過措置」対象契約については金額を表示いたしません。

※6. 所得税法の定めによるものです。詳細は[地震保険料控除制度の概要](#)をご参照ください。

※7. 保険料変更を伴うご契約内容の変更が平成21年9月以降に生じたご契約については、お送りした控除証明書ハガキに「長期損害保険契約の経過措置」対象契約の控除対象保険料に金額が表示されている場合がございますが、その金額を用いてご申告いただくことはできませんので、ご注意ください。